

令和5年度第7回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 令和5年9月20日

場所 十和田市役所別館5階会議室

令和5年度第7回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所別館5階会議室

2. 開 会 日 時 令和5年9月20日(水) 午後2時3分

3. 閉 会 日 時 令和5年9月20日(水) 午後2時34分

4. 出席農業委員(18名)

1番	脊戸潤子君	2番	沢井清治君
3番	小笠原松寿君	4番	沢目勝弘君
6番	中野雄一郎君	7番	芋田一弘君
8番	立崎和寿君	9番	山田利昭君
10番	稲田優憲君	11番	奥山博君
12番	小田正喜君	13番	外山康仁君
14番	竹浦寿広君	15番	野崎さち子君
16番	杉山秀明君	17番	力石堅太郎君
18番	山崎誠一君	19番	箕輪展忠君

5. 欠席農業委員(1名)

5番 米田拓実君

6. 出席農地利用最適化推進委員(13名)

十和田湖地区	白山雄治郎君	十和田湖地区	中屋敷光男君
三本木地区	米内山義治君	四和地区	工藤優美子君
深持地区	古谷朝直君	切田地区	若沢弘幸君
切田地区	田中稔君	大深内地区	大平靖四郎君
伝法寺地区	小笠原一成君	東部地区	山端潤一君
藤坂地区	市崎貴之君	六日町地区	平舘龍徳君

7. 会議に付した案件

- 報告第25号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 報告第26号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
- 報告第27号 公売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について
- 報告第28号 農地の転用事実に関する照会について
- 議案第43号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可について
- 議案第44号 十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について
- 議案第45号 十和田市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第46号 十和田市農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について
- 議案第47号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- 議案第48号 農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

8. 議事録署名委員

6番 中野 雄一郎 君 7番 芋 田 一 弘 君

9. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局 長	櫻 田 修一郎	事務局 次長	安 本 宗 徳
事務局 農地係長	村 中 健 大	事務局 振興係長	苫米地 慶
事務局 主査	東 浩 治	事務局 主査	佐々木 徳 幸
事務局 主事	佐 藤 菜 奈		

10. 書 記

事務局 主事 佐 藤 菜 奈

議 長（箕輪展忠君）本日の欠席通告者は、5番 米田 拓実 委員の1名です。出席委員は、定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。ただ今より、令和5年9月7日に告示招集いたしました、令和5年度第7回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（箕輪展忠君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。6番 中野 雄一郎 委員、7番 芋田 一弘 委員を指名いたします。

議 長（箕輪展忠君）会議書記には、佐藤 菜奈 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（箕輪展忠君）次に会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（箕輪展忠君）次に報告第25号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）1ページをお願いします。報告第25号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。2ページです。農地法によるものが、1件6筆7, 484平方メートルです。今後の意向について、元の賃借人の子に貸借の予定です。こちらは、13ページで農地法第3条の許可の議案が出されております。以上です。

議 長（箕輪展忠君）報告について、ご意見ございませんか。11番。

農業委員（奥山博君）11番、奥山です。合意解約に関して、今回珍しく件数としては少ないなと思っております。この件について確認という意味で、お尋ね申したいと

思っております。この合意解約に関する窓口はどこであるか、今さらながらではございますが、基本的な事項でございますので確認したいと思っております。よく農林畜産課関係と連携しているようですので、農業委員会であるのかうんぬんということで、受理にいたる窓口をお知らせ願いたいと思っております。また、窓口が違えばわからないと思っておりますが、わかる範囲でお知らせ願いたいと思っておりますが、合意解約に関しては、両人が出席して届出をする、あるいはまた、書類があって押印があればそれが有効であるということなのか。また、これは貸借関係でございますから料金が発生すると思っておりますが、その料金が書いてないということは農業委員会ではないのかなと思ったりもしますが、中途において契約の解除、あるいは合意解約等もありますので、そういった場合に使用料の納付等において問題性が今までであったか、わかる範囲で結構でございますがお伝え願いたいです。あともう1つは、私共農業に関わる委員として、もしこういうふうな形で合意契約したい、あるいは合意解約をしたいとなった時に、私共に求められることは何かということをお尋ねいたします。

農地係長（村中健大君）お答えいたします。今回の議案は、農業委員会に貸借の解約をしたという報告をするという案件ですので、報告する窓口そのものは農業委員会でございます。ただし、これは報告するという案件に関することでございます。合意解約することそのものについては、契約行為ですので両者で行っていくことが大前提です。両者で解約の書類を作れるのであれば、それで処理していただいても大丈夫ですが、もしも両者がそれが難しいということであれば、農業委員会で解約の書類の作成のお手伝いをするということもあります。その意味で各自で用意する方もいらっしゃいますし、農業委員会に来て農業委員会のサポートを受けながら解約するという方もございます。賃料の支払いについての問題がないかということですが、それについてはこちらで把握はしておりません。ただ、お互い顔を見合わせて解約を行っているということですので、両者その点についてはお互いにコミュニケーションを取りながら解約しているものだと思います。よって、そこでは解約後もきちんとお互いの交渉をもって問題が起こらないようにしているものと考えております。農業委員の方にはお願いしたいこととしては、まず手続きの窓口は農業委員会です、農業委員会の手続きが必要です、または農地中間管理機構に関する解約についての窓口は、農林畜産課ですということ窓口に案内していただくということは必要になるかと思っております。もしもご相談がありましたら、解約の方法もそうですし、貸借のやり方もそうですし、ご案内いただければと思います。以上です。

農業委員（奥山博君）そういうことになりますと、当事者の両者が立ち会って書類作成に至るということではございましょうか。農業委員会としても相談に乗ることがあるということではございますが、その場合は両者が立ち会って、そこで相談を受けて事を進めていくという考え方でしょうか。

農地係長（村中健大君）お答えいたします。両者が揃ってやるというのは、契約の前提となります。両者の意思表示、意思確認をするために両者顔を合わせるという事になりますので、農業委員会で解約するという事であれば、農業委員会へ両人が直接お越しいただくか、代理人でも結構です。来ていただいて、解約の内容を確認することになります。あくまでもこういったように両者に来ていただくのは、契約もそうですし、解約もそうですが、そういった契約行為の大前提としての意思確認のためにやっていただくものでございます。

農業委員（奥山博君）了解です。

議 長（箕輪展忠君）他にご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠君）なしと認めます。よって報告第25号を報告済みといたします。

議 長（箕輪展忠君）次に報告第26号について事務局から報告をいたします。局長お願いします。

事務局長（櫻田修一郎君）3ページをお願いします。報告第26号、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。内容は、4ページから5ページです。今回は、合計7件41筆74,543.59平方メートルです。すべて相続による所有権の取得です。取得後の内容は、自ら耕作、農地として管理、貸借中などとなっております。あっせんの希望はありません。なお、現況が宅地になっているものについては、今後分筆及び地目変更の指導を行っていきたいと思います。以上です。

議 長（箕輪展忠君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠君）なしと認めます。よって報告第26号を報告済みといたします。

議 長（箕輪展忠君）次に報告第27号について事務局から報告をいたします。局長お願いします。

事務局長（櫻田修一郎君）6ページをお願いいたします。報告第27号、公売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について。買受人となった公売買受適格者からの農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、別紙のとおり許可書を

交付したので報告する件です。内容は、7ページです。合計1件13筆23,431平方メートルです。十和田市における公売に係るもので、令和5年7月14日開催の、第4回総会議案第17号で承認を得ております。7月31日に入改札が行われ、8月14日に売却決定となったため、同日付で許可書を交付しております。以上です。

議長（箕輪展忠君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）なしと認めます。よって報告第27号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠君）次に報告第28号について事務局から報告をいたします。局長お願いします。

事務局長（櫻田修一郎君）8ページをお願いいたします。報告第28号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。9ページです。今回の照会は、合計1件1筆162平方メートルです。現地調査は令和5年9月7日に実施し、法務局への回答は9月11日に行っております。18番は、ユニバース十和田東店から南東に約270メートルの地点です。照会地は、昭和47年建築の住宅の通路になっています。20年以上宅地の状態であり、税務課税台帳においても現況地目が雑種地であることから、非農地と判断しております。以上です。

議長（箕輪展忠君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）なしと認めます。よって報告第28号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠君）ここからは、議案に入ります。今月担当した調査班の調査員は、竹浦班長、脊戸委員、力石委員の3名です。令和5年9月7日に現地調査及び市役所別館4階会議室1において聴取調査を行っております。

議長（箕輪展忠君）次に議案第43号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長お願いします。

事務局長（櫻田修一郎君）10ページをお願いします。議案第43号、農地法第3条第1

項の規定に基づく許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件です。内容は、11ページから13ページです。以上です。

議長（箕輪展忠君）許可申請に係る現地調査の結果について、報告願います。14番竹浦 寿広 委員お願いします。

報告委員（竹浦寿広君）農地法第3条の許可に関する報告をします。今回の申請は、所有権の移転9件、賃借権の設定1件の合計10件です。所有権の移転は、11ページ47番から12ページ52番までが売買によるもの、53番が妻への贈与、54番が子への贈与、55番が知人への贈与によるものです。賃借権の設定は、相手方要望によるものです。今回の申請について、現地確認、写真確認等を行い、農地法第3条第2項各号等に照らし審査した結果、農地法第3条調査書のとおり、すべての申請は許可要件を満たしていると認められます。報告は以上です。

議長（箕輪展忠君）竹浦委員、ご苦労様でした。

議長（箕輪展忠君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）ご異議なしと認めます。よって議案第43号は許可することに決定いたしました。

議長（箕輪展忠君）次に議案第44号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長お願いいたします。

事務局長（櫻田修一郎君）14ページをお願いいたします。議案第44号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。内容は、15ページです。今回は、合計2件2筆5,791平方メートルです。

以上です。

議長（箕輪展忠君）農用地利用調整会議の結果について報告願います。藤坂地区市崎 貴之 農地利用最適化推進委員願います。

報告委員（市崎貴之君）18番及び19番の調整内容を報告します。いずれも8月23日午前11時、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書のとおり、要件すべて適であると判断したので、調整調書を作成し農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議長（箕輪展忠君）市崎推進委員、ご苦労様でした。

議長（箕輪展忠君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）ご異議なしと認めます。よって議案第44号は要請することに決定いたしました。

議長（箕輪展忠君）次に議案第45号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長お願いいたします。

事務局長（櫻田修一郎君）16ページをお願いします。議案第45号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件です。内容は、17ページから25ページです。今回は、使用貸借による権利の設定が、18件46筆163,041平方メートルです。すべて新規で、利用権の設定の期間は5年です。協力金の対象となるものではありません。以上です。

議長（箕輪展忠君）これより質疑に入ります。何かありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（箕輪展忠君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（箕輪展忠君）ご異議なしと認めます。よって議案第45号は承認することに決定いたしました。

議 長（箕輪展忠君）次に議案第46号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長お願いします。

事務局長（櫻田修一郎君）26ページをお願いします。議案第46号、十和田市農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農地中間管理機構に対して別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。この議案は、農地中間管理機構が農地中間管理権を有する農地について貸し付けをしようとするものです。農地中間管理事業の推進に関する法律の改正に伴い、これまで市が機構に計画作成を要請していたものについて、農業委員会が市の意向を受けて機構に要請することとなったため、今回から議案に上がるものです。内容は、27ページです。使用貸借によるものが、合計1件4筆9,967平方メートルです。以上です。

議 長（箕輪展忠君）これより質疑に入ります。何かございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（箕輪展忠君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（箕輪展忠君）ご異議なしと認めます。よって議案第46号は要請することに決定いたしました。

議 長（箕輪展忠君）次に、議案第47号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長お願いいたします。

事務局長（櫻田修一郎君） 28ページをお願いいたします。議案第47号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。内容は、29ページから30ページです。今回は、合計8件11筆9,602平方メートルです。事務局から、農地区分の判断などについてご説明いたします。28番の転用事由は、農地を売買で取得し、資材置場及び駐車場を整備するものです。場所は、イーグルボウルから北に約100メートルの地点です。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。29番の転用事由は、農地を売買で取得し、家族葬用の葬祭場2棟を建築するものです。場所は、アクロスプラザ十和田南の東側隣接地です。非農地併用であるため、申請面積より所要面積が大きくなっております。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。なお、本件は小規模開発行為の対象となります。30番の転用事由は、農地を売買で取得し、障害者グループホームを建築するものです。場所は、三本木高校から北に約350メートルの地点です。非農地併用であるため、申請面積より所要面積が大きくなっております。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。31番の転用事由は、農地を売買で取得し、宅地分譲地2区画の造成をするものです。場所は、南小学校から北西に約600メートルの地点です。農地区分は、用途地域内の第3種農地に該当します。32番の転用事由は、農地を売買で取得し、駐車場を整備するものです。場所は、ケーズデンキ十和田店から北東に約400メートルの地点です。農地区分は、用途地域内の第3種農地に該当します。ただし、当該地は隣接地に建設したアパート工事の際の残土が、許可前の申請地に盛り土された状態であったため、始末書付きとなります。33番の転用事由は、農地を売買で取得し、駐車場を整備するものです。場所は、十和田済誠会病院建設地の東側隣接地です。農地区分は、用途地域内の第3種農地に該当します。34番の転用事由は、農地を売買で取得し駐車場を整備するものです。場所は、東小学校から北に約800メートルの地点です。農地区分は、その他の2種農地に該当し、許可の見込みがあります。35番は、農地を売買で取得し、資材置場及び重車両置場を整備するものです。場所は、ちとせ小学校から北西に約900メートルの地点です。農地区分は第1種農地ですが、既存の集落に接続しており、不許可の例外に該当し、転用許可の見込みがあります。以上です。

議長（箕輪展忠君） 許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について、報告願います。1番 脊戸 潤子 委員お願いいたします。

報告委員（脊戸潤子君） 農地法第5条の農地転用に関する報告をします。今回の申請は、合計8件です。9月7日午前9時に調査員3名で現地調査を行い、午後1時45分に市役所別館4階会議室1で聴取調査を行いました。調査の結果、29ページの申請番号32番については、一部に砂利が敷かれているため、始末書付

きとなっています。それ以外については、問題はありませんでした。本件は、農地転用に係る立地基準及び一般基準の各要件等を満たしておりましたので、許可相当と認められます。報告は以上です。

議 長（箕輪展忠君） 脊戸委員ご苦労様でした。

議 長（箕輪展忠君） これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠君） なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠君） ご異議なしと認めます。よって議案第47号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（箕輪展忠君） 次に、議案第48号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長お願いします。

事務局長（櫻田修一郎君） 31ページをお願いします。議案第48号、農業振興地域整備計画の変更に関する意見について。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、十和田市長から別紙のとおり照会があったので意見を求める件です。内容は、32ページです。今回の変更区分は、除外で、合計1件3筆50,773平方メートルです。場所は、見世集落の北約1.2キロメートルの地点で、当該地の東側は畑、西側は段差、南側と北側は山林となっています。変更理由は、太陽光発電設備を建設するものです。農地区分はその他の2種農地で転用許可の見込みがあり、土地利用計画からも事業計画は適当であるため、整備計画の変更は妥当であると判断されます。以上です。

議 長（箕輪展忠君） これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠君） なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認とすることにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠君）ご異議なしと認めます。よって議案第48号は承認することに決定いたしました。

議 長（箕輪展忠君）以上で、今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをもちまして、令和5年度第7回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦勞様でした。

————— 閉会 午後2時34分 —————